

山梨県公報

号外第十八号

平成十九年

三月二十二日

木 曜 日

規 則 目 次

- 一 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………
- 二 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………
- 三 山梨県立大学学則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県立大学学則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県立看護大学短期大学部学則及び山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する等の規則……………
- 四 山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則……………
- 五 山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………
- 五 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 一〇 山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例施行規則を廃止する規則……………

規 則

山梨県規則第二号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県出納長の職務代理者を定める規則の廃止)

第一条 山梨県出納長の職務代理者を定める規則(昭和三十一年山梨県規則第二十四号)は、廃止する。

(山梨県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則及び山梨

県中小企業調停審議会規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中、「関係吏員」を「関係職員」に改める。

- 一 山梨県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和二十三年山梨県規則第四十四号)第十一号
- 二 山梨県中小企業調停審議会規則(昭和三十四年山梨県規則第一号)第四条

(山梨県恩給審査会規則の一部改正)

第三条 山梨県恩給審査会規則(昭和二十五年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「たる吏員」を「である職員」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に、「又は」を「又は」に改める。

第六条第一項中「吏員」を「職員」に、「命じる」を「命ずる」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第四条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「吏員」を「職員」に、「任命」を「任命し」に改める。

(山梨県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第五条 山梨県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十一年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「関係吏員」を「関係職員」に改める。

第十二号様式中「行なうべき」を「行うべき」に、「関係吏員」を「関係職員」に改める。

(山梨県理容師法施行細則等の一部改正)

第六条 次に掲げる規則の規定中、「当該職員」を「当該職員」に改める。

- 一 山梨県理容師法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第四十八号)第二条
- 二 山梨県美容師法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第四十九号)第二条
- 三 山梨県中小企業高度化資金貸付規則(平成十二年山梨県規則第五十一号)第二十九号

(山梨県災害救助法施行細則の一部改正)

第七条 山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第六号様式中「三審制事務(技師) 吏員」を「三審制職員」に改める。

第八号様式中「監査官」を「監査職員」に改める。

第十二号様式中「土地家屋」を「土地、家屋」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「保管する」を「保管させる」に、「前条第一項」を「前条第一項」に、「必要な」

を「**交納員**」に改める。

(山梨県農業経営改善資金助成条例施行規則の一部改正)

第八条 山梨県農業経営改善資金助成条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「当該**吏員**」を「当該**職員**」に、「検査させることができる」を「検査させることができる」に改め、同条第二項中「当該**吏員**」を「当該**職員**」に改める。

第四号様式中「**認める**」を「**認めた**」に、「**当該**吏員****」を「**当該**職員****」に改める。

(山梨県生活保護法施行細則の一部改正)

第九条 山梨県生活保護法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式の四中「**納付員**」を「**徴収員**」に改める。

(山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部改正)

第十条 山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則(昭和三十九年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「**出納長**」を「**会計管理者**」に、「**第二条第三号**」を「**第二条第四号**」に、「**替える**」を「**代える**」に改める。

第三条中「**指定する**吏員****」を「**指定する**職員****」に、「**徴収**吏員****」を「**徴収**職員****」に、「**行なわしめるものとする**」を「**行わせるものとする**」に改める。

第四条の見出しを「(徴収職員証の交付等)」に改め、同条第一項中「**徴収**吏員****」を「**徴収**職員****」に、「**山梨県徴収**吏員**証**」を「**山梨県徴収**職員**証**」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「**徴収**吏員****」を「**徴収**職員****」に、「**山梨県徴収**吏員**証**」を「**山梨県徴収**職員**証**」に改め、同条第五項中「**山梨県徴収**吏員**証**」を「**山梨県徴収**職員**証**」に改め、同条第五項中「**山梨県徴収**吏員**証整理簿**」を「**山梨県徴収**職員**証整理簿**」に改める。

第五条中「**及び山梨県徴収**吏員**証整理簿**」を「**及び山梨県徴収**職員**証整理簿**」に改める。

第三号様式中「**山梨県出納長**」を「**山梨県会計管理者**」に改める。

第四号様式中「**吏員**」を「**職員**」に、「**山梨県徴収**吏員**証**」を「**山梨県徴収**職員**証**」に改める。

第五号様式中「**山梨県徴収**吏員**証整理簿**」を「**山梨県徴収**職員**証整理簿**」に改める。

(山梨県河川管理規則の一部改正)

第十一条 山梨県河川管理規則(昭和四十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**徴収員**」を「**徴収職員**」に改める。

(山梨県農村住宅資金助成条例施行規則の一部改正)

第十二条 山梨県農村住宅資金助成条例施行規則(昭和四十二年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「当該**吏員**」を「当該**職員**」に、「その他必要な調査をすることができる」を「その他必要な物件を調査させることができる」に改める。

(山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部改正)

第十三条 山梨県知事の職務を代理する者を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条(見出しを含む)中「**事務**吏員****」を「**職員**」に改める。

(山梨県事務委任規則の一部改正)

第十四条 山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「たる山梨県事務**吏員**」を「である山梨県**職員**」に改める。

(山梨県病院事業財務規則の一部改正)

第十五条 山梨県病院事業財務規則(昭和四十四年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「**吏員**」を「**職員**」に改める。

(山梨県行政書士法施行細則の一部改正)

第十六条 山梨県行政書士法施行細則(昭和四十七年山梨県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「**立入検査**吏員**証**」を「**立入検査**職員**証**」に、「**当該**吏員****」を「**当該**職員****」に改める。

(山梨県職員職務発明等取扱規則の一部改正)

第十七条 山梨県職員職務発明等取扱規則(昭和四十八年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「**吏員**」を「**職員**」に改める。

(山梨県土地改良法施行細則の一部改正)

第十八条 山梨県土地改良法施行細則(昭和四十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「**技術**吏員**派遣申請書**」を「**職員派遣申請書**」に改める。

第二号様式中「**技術**吏員**派遣申請書**」を「**職員派遣申請書**」に、「**技術**吏員****」を「**職員**」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県災害救助法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の八の(一)中「盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(山梨県都市公園条例施行規則及び山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中、「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

一 山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号)第七条第一号八

二 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則(平成十三年山梨県規則第七号)第四条第一項第一号ロ

(山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十号様式中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

(山梨県私立学校法等施行細則の一部改正)

第四条 山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項イ中「養護学校」を「特別支援学校(ロに掲げるものを除く。))」に改め、同項ロ中「盲学校及び聾学校」を「特別支援学校(視覚障害者又は聴覚障害

者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。))」に改め、同項ニ中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「第七条」を「第七条第一項」に改める。

別表第二第一号及び第二号中「一項から十七項まで」を「一の項から十七の項まで」に改め、同表第三号中「一項から十七項まで」を「一の項から十七の項まで」に改め、同号3(二)中「身体障害者更生援護施設等」を「障害者支援施設等」に、「養護学校」を「特別支援学校(視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものを除く。))」に改める。

(山梨県立フラワースセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県立フラワースセンター設置及び管理条例施行規則(平成十年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第四号

山梨県立大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立大学学則の一部を改正する規則

山梨県立大学学則(平成十七年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「国際政治論」―2―を「国際政治論」―2―に、「国際開発論」―1―2―を「国際開発論」―2―に、「現代外交論」―2―を「現代外交論」―2―に、「ヨーロッパの社会と文化」―2―を「ヨーロッパの社会と文化」―2―に、「ヨーロッパの社会と文化」―2―を「ヨーロッパの社会と文化」―2―に改める。

「ヨーロッパの社会と文化」―2―に、「三百二十三単位」を「三百二十五単位」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

(山梨県結核予防法施行細則の廃止)

第二条 山梨県結核予防法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第四十四号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県生活保護法施行細則の規定に基づいて作成されている医療扶助台帳は、同条の規定による改正後の山梨県生活保護法施行細則の規定に基づいて作成された医療扶助台帳とみなす。

山梨県規則第九号

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一就業支援センターの項中「パソコン基礎科」を「パソコン基礎科」に改める。

基礎科 一月二〇名
務科 一年二〇名

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第十八条第六項、第七項及び第十三項」を「第十八条第十五項、第十六項及び第二十二項」に改める。

第八条中「第二十三条の十」を「第二十三条の十一」に、「中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料」を「構造計算適合性判定申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、確認申請手数料(条例第二十三条の四第二項の規定により同条第一項に規定する確認申請手数料の額に加えることとされている額に係る部分に限る。)及び構造計算適合性判定申請手数料については、第四号の規定は、適用しない。

附則

この規則は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日(平成十九年六月二十日)から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十二条第一項中「売り渡し」を「売渡し」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に、「のうえ」を「の上」に改める。

第十四条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に、「元売りさばき人」を「元売りさばき人」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に、「は、焼却等」を「を焼却等」に改める。

第十六条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第四百七号の次に次の一号を加える。

四百七の二 構造計算適合性判定申請手数料

別表第四百九号の次に次の一号を加える。

四百九の二 計画通知手数料

別表第五百五十四号の四の次に次の三号を加える。

五百五十四の五 探偵業開始届出証明書交付手数料

五百五十四の六 探偵業届出事項変更届出証明書交付手数料

五百五十四の七 探偵業開始又は届出事項変更届出証明書再交付手数料

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第6号図表)」に、「山梨県探偵業」を「山梨県探偵業」に改める。

第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第9条関係)」とし、「山梨県出納長」を「山梨県会計管理者」に改める。
第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第9条関係)」とし、「山梨県出納長」を「山梨県会計管理者」に改める。
第十一号様式中「第12号様式」を「第12号様式(第12条関係)」とし、「山梨県出納長」を「山梨県会計管理者」に改める。
第十二号様式の二を次のように改める。

山梨県知事 殿

年 月 日

住所氏名

印

山梨県収入証紙交換申請書

次のとおり交換してくださるよう収入証紙を添えて申請します。

提出する収入証紙

種 類	数 量	金 額
円券	枚	円
計	_____	円

受領したい収入証紙

種 類	数 量	金 額
円券	枚	円
計	_____	円

交換を必要とする理由

収入証紙の購入場所

第十四号様式中「第14号様式」を「第14号様式(第14条関係)」とし、「山梨県
出納長」を「山梨県会計管理者」に改める。
第十四号様式の二を次のように改める。

第14号様式の2 (第15条関係)

山梨県知事 殿

年 月 日

住所氏名 印

山 梨 県 収 入 証 紙 買 戻 し 申 請 書

次のとおり買い戻して下さるよう収入証紙を添えて申請します。

金額 円 (下記Bの金額)

種 類	数	量	金 額	買戻しを必要とする理由
円券		枚	円	
計				
1000分の958に相当する金額 (A×958/1000)			A	収入証紙の購入場所
			B	

支払の方法

(1) 上記の買戻し金額は、次の預金口座に振り替えてください。

振替先	銀行	預金種別	当座預金・普通預金	口座名義	住所
金融機関	支店	口座番号	No.		氏名

(2) 上記の買戻し金額は、山梨県指定金融機関 店で支払ってください。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第五百五十四号の四の次に三号を加える改正規定 平成十九年六月一日
- 二 別表第四百七号の次に一号を加える改正規定及び同表第四百九号の次に一号を加える改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日（平成十九年六月二十日）

山梨県規則第十二号

山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例施行規則を廃止する規則

山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例施行規則（平成十二年山梨県規則第五十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。